

八王子市告示第232号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、平成23年八王子市告示第269号により指定した区域の一部の指定を解除するもので、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成24年9月21日

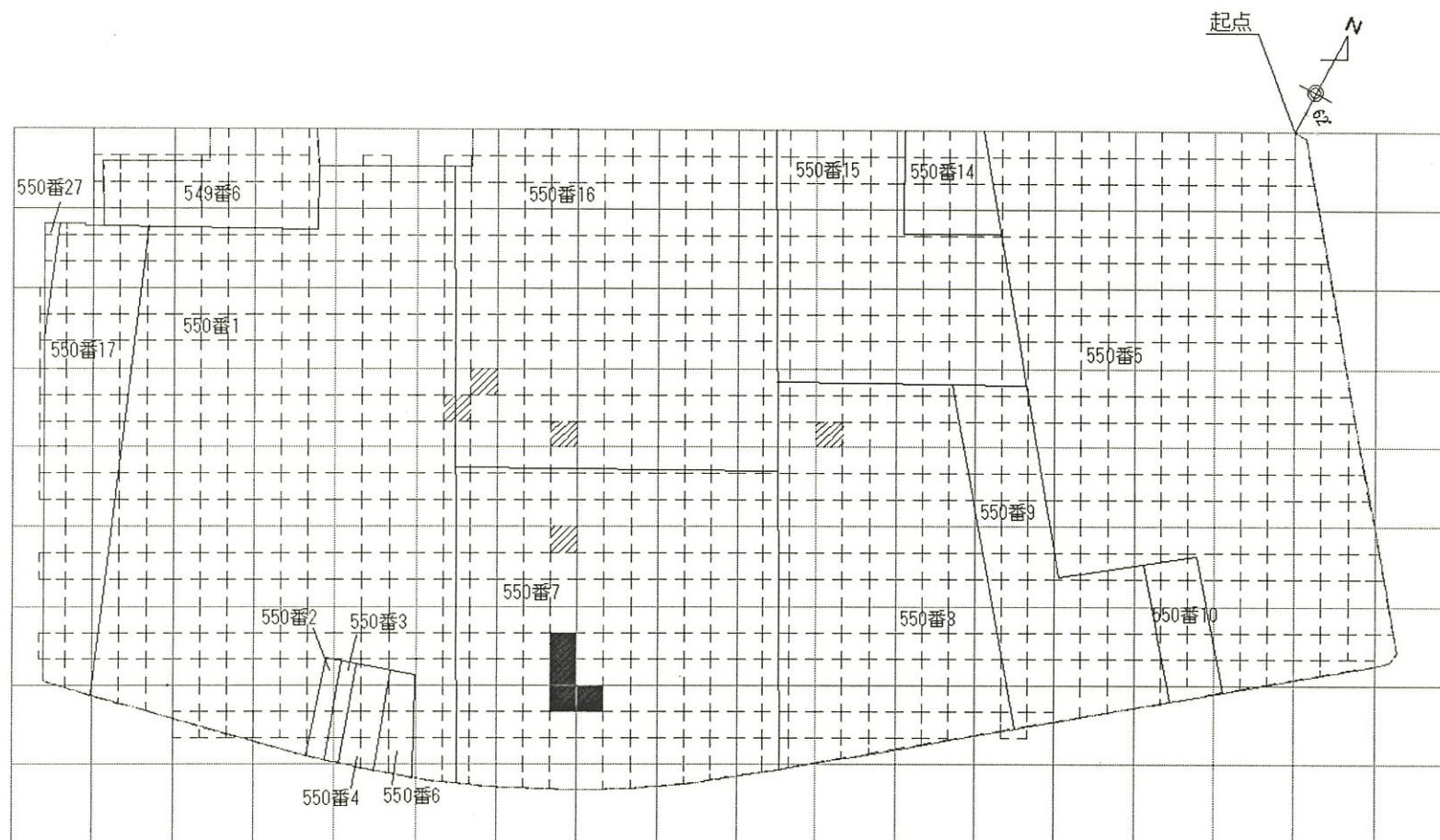
八王子市長 石森 孝志

記

- 1 指定を解除する区域 別図のとおり（八王子市東浅川町550番1、同番7、同番8及び、同番16地内）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、
並びにふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

＜問合せ先＞
環境部環境保全課

別図



【起点】

起点は、八王子市東浅川町 550 番 5

【格子の回転角度】 62°

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

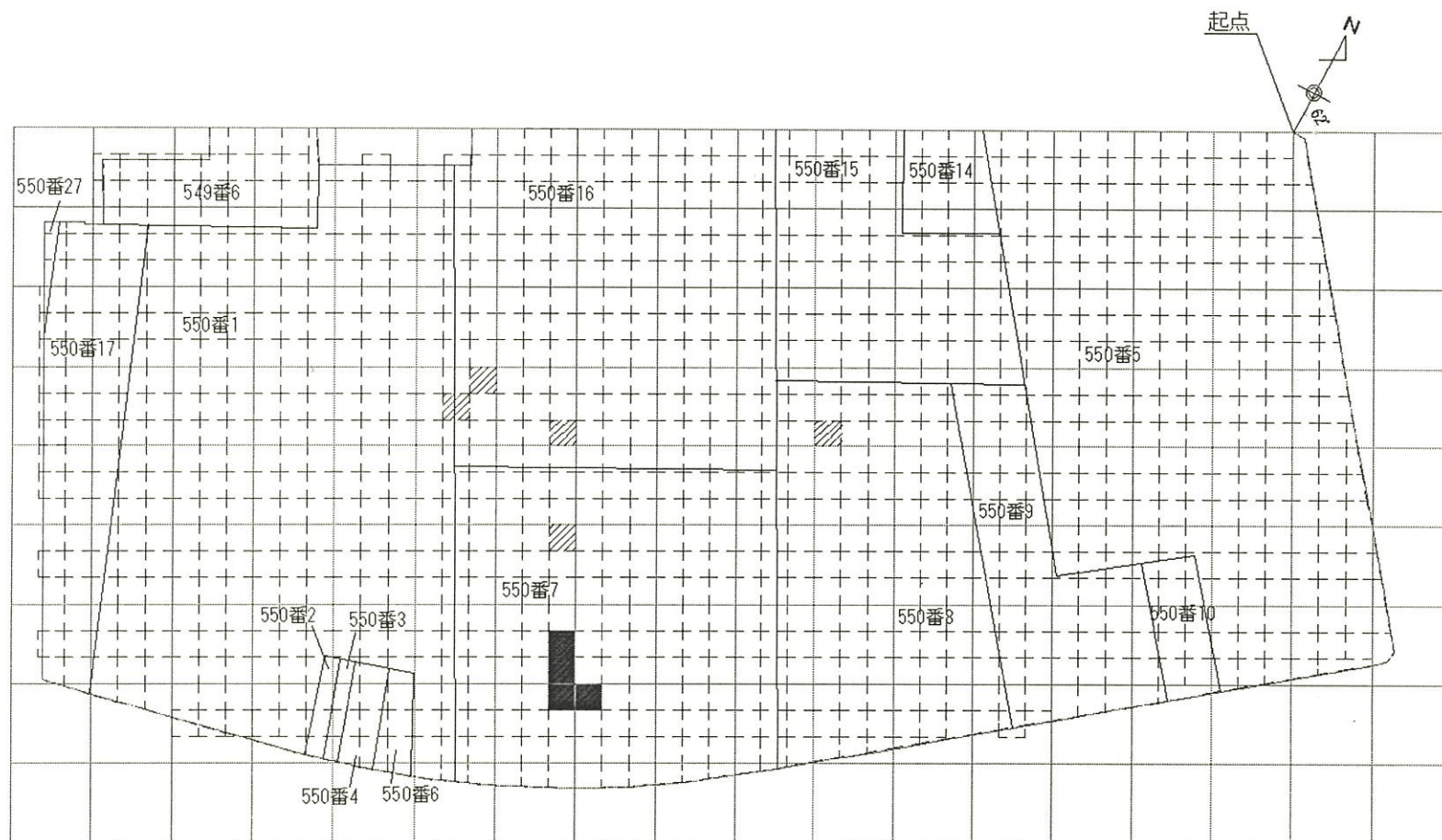
【凡例】

-  指定を解除する区域
-  要措置区域
-  筆境界
-  単位区画境界

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 4 項の規定に基づき、平成 23 年 8 王子市告示第 269 号により指定した区域の一部の指定を解除するもので、同条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

＜問合せ先＞
環境部環境保全課

別 図



【起点】

起点は、八王子市東浅川町 550 番 5

【格子の回転角度】 62°

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

【凡例】

- 指定を解除する区域
- 指定解除済の区域
- 筆境界
- 単位区画境界